

冷蔵倉庫保管料率表

(令和 6 年 月 日届出)

1. 適用規定

- (1) 一般保管料は暦日によって 1 日から 15 日までと、16 日から月末までとをそれぞれ 1 期として計算する。
- (2) 一般保管料は、原則として、比重の大きい寄託物にあっては重量により、また、比重の小さい寄託物にあたっては、体積により算出した額による。
寄託物の体積は、荷造包装の外部からはかった体積を基準とする。
寄託物の重量は、風袋込皆掛重量を基準とする。
1 個 25 dm³ 又は 10 kg 未満のものは、それぞれ 25 dm³ 又は 10 kg として計算することができる。但し、ばら貨物はこの限りでない。
- (3) 容積建保管料の容積の計算は相対する両壁画面の距離と、床上から冷却管下端（天井に冷却管のない場合には、天井又はダクト下端）までの高さとの相乗積をもってする。但し、柱の占める容積（送風式冷却装置がある場合には、同装置の占める容積）を除く。
- (4) 予備冷却をする場合は、別に一般保管料 1 期分加算を基本とする。
- (5) 一般保管料（ばら貨物を除く）の 1 個当たり 1 期の料金に 10 錢未満の端数があるときは、その端数金額を 10 錢として計算する。
- (6) 請求各口につき 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を 1 円として計算する。
- (7) 1 口 1 期の保管料が 500 円に満たない場合は 500 円とする。
- (8) 再保管貨物の保管料については、別に定めることがある。
- (9) 一般保管料とは異なる計算方法（期制、料金建て）で算出した保管料が一般保管料に換算しその幅料金内に収まる場合には、当該保管料で契約することがある。
- (10) 年間庫入れ契約により安定かつ継続的な寄託が見込まれる貨物の保管料については、別に定めことがある。
- (11) 年末年始、大型連休前後等繁忙期のスポット貨物の保管料は、別に定めことがある。
- (12) 通路確保が不要、種類が少ない、先入先出がない、日付管理が不要など保管効率が良い長期安定貨物の保管料は、別に定めことがある。
- (13) ①期替り近くに入出庫された貨物の保管料について、その一部又は全部を減免することがある。
②長期安定貨物の保管料について、当該貨物の入出庫、保管期間等の状況により、保管料の請求期間を短縮することがある。

2. 料率

(1) 基本料率

①一般保管料率（1期料率）

級 別	標準料金		幅料金
	10kgに付	10dm3に付	
F1級室 (-18°C以下 -24°C超)	26円60銭	12円40銭	+50%~-50%
C3級室 (10°C以下 -2°C超)	25円00銭	11円40銭	+50%~-50%

②容積健保管料率（1カ月 1m3料率）

級 別	標準料金	幅料金
F1級室 (-18°C以下 -24°C超)	1,240円	+50%~-50%
C3級室 (10°C以下 -2°C超)	1,140円	+50%~-50%

(2) 割増規定及び割引限定

①割増規定

小口割増	2.5m3 (1ト) 未満	12割増以内
	2.5m3 (1ト) 以上 5.0m3 (2ト) 未満	6割増以内
	5.0m3 (2ト) 以上 7.5m3 (3ト) 未満	3割増以内
貨物形態割増	懸垂保管貨物	20割増以内
	嵩効品、ばら貨物、積載不敵貨物、荷造不完全貨物	10割増以内
	汚損性貨物、嫌臭性貨物、破損しやすい貨物	10割増以内
	高価品、薬品	20割増以内
F級保管割増	-24°C以下-35°C超	F1級料率の 10割増以内
SF級保管割増	-35°C以下	F1級料率の 20割増以内
その他割増	湿度調節等特殊保管	10割増以内
	保税貨物	5割増以内
	室の一部に容積健保管をする場合	容積健保管料率 5割増以内

②割引規定

1荷口 20ト以上の大口貨物	5割引以内
年間入庫量400ト以上のお寄託者の貨物	5割引以内

③割増・割引が重複する場合は、各割増・割引率を合算して一般保管料又は容積健保管料に乗ずるものとする。

(3) その他料金

①手数料

名義変更手数料	1口	1,000円以内
在庫証明書（在庫報告書）発行手数料	1件	1,000円以内
各種報告・情報等提供手数料		別途協議

②標準料金（一般保管料）とは異なる計算方法（期制、料率建て）で算出する料金（別定）

3. その他

消費税等の加算

消費税は、1から2までによって計算した料金の総額の消費税（地方消費税含む）に相当する金額を、別途加算するものとする。但し、保税貨物に係わる料金についてはこの限りではない。
加算にあたっては、上記により計算された金額に1円未満の端数があるときは、1円単位に四捨五入するものとする。

冷蔵倉庫荷役料率表

(令和6年 月 日届出)

1. 適用規定

- (1) この料率表は、寄託者の貨物が倉庫業者の指定する荷捌場に取卸されてから、荷捌場にて引き渡されるまでの作業に適用するものとする。
- (2) 普通荷役料率は、庫入及び庫出料率とする。
庫出料は、庫入寄託者に対して庫入時に請求することを基本とする。但し、負担が適当と認められる者がこれを負担する場合は收受した庫出料を返還または振り替え請求する。
- (3) 普通荷役料率は、原則として、比重の大きい寄託物にあっては重量により、また比重の小さい寄託物にあっては体積により、算出した額による。
寄託物の体積は、荷造包装の外部からはかった体積を基準とする。
寄託物の重量は、風袋込皆掛重量を基準とする。
- (4) ①割増が重複する場合は、各割増率を合算して本表料率に乘じ計算する。
②1口の貨物が少量の場合には、1個25dm³又は10kg未満のものは、それぞれ25dm³又は10kgとして計算する。但し、ばら貨物はこの限りではない。
③1個（ばら貨物を除く）当たりの料金に10銭未満の端数があるときは、その端数金額を10銭として計算する。
④請求各口につき1円未満の端数があるときは、その端数金額を1円として計算する。
- (5) 1回の庫入又は庫出料金が500円に満たないときは、500円とする。
- (6) 普通荷役料率とは異なる計算方法（料金建て）で算定した荷役料が普通荷役料に換算しその幅内に収まる場合には、当該荷役料で契約することがある。
- (7) 年間庫入れ契約により安定かつ継続的な寄託が見込まれる貨物の荷役料については、別に定めることがある。
- (8) 年末年始、大型連休前後等の繁忙期のスポット貨物の荷役料は、別に定めることがある。
- (9) 通路確保不要、種類が少なく、先入先出がなく、日付管理がないなど作業効率が良い長期安定貨物の荷役料は、別に定めることがある。
- (10) 再保管貨物の荷役料は、別に定めることがある。

2. 料率

(1) 普通荷役料率（荷造物）

級 別	標準料金		幅料金
	10kgに付	10dmに付	
F1級室荷役 (-18°C以下 -24°C超)	30円00銭	15円00銭	+50%~-50%
C3級室荷役 (10°C以下 -2°C超)	25円50銭	12円30銭	+50%~-50%

(2) 特殊荷役料率

はい替	普通荷役料率の5割以内
検量	普通荷役料率の3割以内
仮置	普通荷役料率の3割以内
切付け（重量読み取）作業	普通荷役料率の3割以内
入庫時選別及び出庫時品揃え（1荷口）	
（イ）4種類まで	普通荷役料率の3割以内
（ロ）5種類以上9種類まで	普通荷役料率の5割以内
（ハ）10種類以上次の10種類までごと	（ロ）の料率に普通荷役料率の3割以内加算
凍結又は解凍作業	普通荷役料率の5割以内
倉移し	庫入及び庫出料率の合算額

(3) 割増規定及び割引規定

① 割増規定

1荷口1トン未満又は2.5m ³ 未満の小口貨物	本表料率の5割増以内
かさ高品、ばら貨物、荷造り不完全貨物、高価品、汚染品、破損し易い物その他取扱上特に手数をようするもの	本表料率の10割増以内
寄託者の要求の強行荷役	本表料率の5割増以内
時間外荷役	
17:30~22:00	本表料率の5割増以内
22:00~翌5:00	本表料率の10割増以内
休日荷役	本表料率の10割増以内
保税貨物荷役	本表料率の3割増以内
-24°C以下の室に対する荷役	本表料率の5割増以内

② 割引規定

1荷口20トン以上の貨物	本表料率の1割引以内
年間入庫量400トン以上の寄託者の貨物	本表料率の1割引以内

(4) その他料金

① 手数料等 別途協議

② 標準料金（一般荷役料）とは異なる計算方法（期制、料金建て）で算出する料金（別定）

3. その他

消費税等の加算

消費税は、1から2までによって計算した料金の総額の消費税（地方消費税を含む）に相当する金額を、別途加算するものとする。但し、保税貨物に係わる料金についてはこの限りではない。